

# 家賃補助制度のお知らせ

本学院では、新型コロナウイルス感染予防対策の一助として、  
学生の通学に伴う感染リスク軽減を目的とした、  
アパートや下宿等の家賃を補助する制度がございます。



## 補助金額

月額 **1万円**

## 申込確認

**入学説明会の際に実施します。**

## 対象期間

**本学院学則で定める修業年限とします。**

## その他

ただし、以下のいずれかに該当した場合は支給できません。

- ①結婚又は同棲をしている場合
- ②留年又は休学となった場合
- ③本学院学則に定める懲戒処分を受けた場合
- ④学業不振又は身体虚弱で成業の見込みがない場合
- ⑤補助金を継続支給することが適切でないと学院長が判断した場合

- 日本学生支援機構、地方公共団体等から貸与される奨学金と補助金の併給は可能です。
- 補助金の支給は、毎月末日となります。  
また、各年度の最終回は2月末日に2月分と3月分を支給します。
- 申請等に不正があった場合は、受給した補助金を全額返還していただきます。

## 対象者

**次の①～⑦すべてを満たす方**

- ①公共交通機関等を使って通学することが困難な方。
- ②本学院の近隣のアパート等に居住なさる方。
- ③学生名義でアパート等の賃貸借契約をなさる方。
- ④本学院の授業料等を滞納しない方。
- ⑤学業を疎かにしない方。
- ⑥兄弟又は従兄弟以外の方と同居していない方。
- ⑦「離職者等再就職訓練」の委託訓練生でない方。



# 弘前厚生学院

〒036-8185 青森県弘前市御幸町8-10  
TEL.0172-33-2102 FAX.0172-32-5233  
[www.h-kouseigakuin.jp](http://www.h-kouseigakuin.jp)

